# 令和８年度 第３回 運営小委員会の開催について

標記運営小委員会を下記のとおり開催いたします。
傍聴を希望される方は、下記要領によりお申し込みください。
なお、運営小委員会につきましては、公益代表委員・労働者代表委員・使用者代表委員による三者協議についてのみ公開を予定していますが、それ以外の二者による協議等につきましては非公開となります。

記

１　日　　時　　令和８年１１月１８日（水）午後６時から
２　場　　所　　長崎労働局８階会議室
３　議　　題
（１）長崎県特定（産業別）最低賃金改正の必要性について
４　傍聴者数　　若干名
５　要　　領
（１）傍聴希望者は、別紙１「令和８年度 第３回 運営小委員会 傍聴申込書」に住所、氏名、電話番号等必要事項を記載し、持参、郵送、電子メールのいずれかの方法にて、長崎労働局労働基準部賃金室に提出してください。
申込締切日は、令和８年１１月１３日（金）１７時１５分必着です。
（２）会場収容人数に限りがありますので、希望者多数の場合には抽選とさせていただきます。抽選の結果、傍聴できない方に対しましては、事前にご連絡させていただきます（傍聴可能な方については、特段ご連絡いたしません）。
（３）当日、入室の際にご本人であることを確認させていただきますので、ご本人であることが分かるもの（免許証等）をお持ちください。
なお、運営小委員会の開始１０分前までにお越しください。それ以後の入室は認められませんのでご注意ください。
６　そ の 他
（１）傍聴者は、別紙２「運営小委員会傍聴に当たっての遵守事項」を厳守してください。
（２）車椅子でお越しになる方は、その旨お申し込みの際にお書き添えください。
また、介助の方が付き添われる場合は、その方のお名前もお書き添えください。
（３）当運営小委員会につきましては、公益代表委員・労働者代表委員・使用者代表委員による三者協議についてのみ公開となります。その他の二者による協議等につきましては非公開となりますので、その際には一度会場より退席していただき、別室にて待機していただくこととなります。

【送付先・お問い合わせ先】〒８５０－００３３
長崎県長崎市万才町７番１号　ＴＢＭ長崎ビル６階
長崎労働局　労働基準部　賃金室
（担　当）室長補佐　江上　邦子
電　話：０９５－８０１－００３３